

○山梨県警察音楽隊の運営等に関する訓令

〔 昭和37年11月26日 〕
〔 本部訓令第35号 〕

〔沿革〕 平成5年3月本部訓令第6号 平成17年9月本部訓令第16号
平成25年4月本部訓令第7号

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の組織、運営等について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 音楽隊は、音楽の演奏を通じ警察職員の士気を高め、情操を豊かにするとともに警察広報に資することを任務とする。

（組織及び編成）

第3条 音楽隊は、警察職員をもつて組織し、その編成は次のとおりとする。

隊長	1名
隊長補佐	1名
楽長	1名
副楽長	2名
隊員	30名
カラーガード班	10名

（隊員の任命）

第4条 音楽隊員は、警察職員で、警察本部長（以下「本部長」という。）が音楽隊員として適任と認められた者を任命する。

（隊長及び隊長補佐）

第5条 隊長には総務室総務課県民広報相談センター所長を、隊長補佐には総務室総務課県民広報相談センター音楽隊担当所長補佐をもつて充てる。

- 隊長は、隊を統轄し、隊員の指揮監督、教養訓練、派遣出動の企画実施及び楽器等の維持管理にあたる。
- 隊長補佐は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときはその職務を代行する。

(楽長及び副楽長)

第6条 楽長及び副楽長は、隊員の中から本部長が任命する。

2 楽長は、隊長の命をうけて音楽技術の指導及び演奏指揮にあたる。

3 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故があるときはその職務を代行する。

(服装)

第7条 音楽隊員及びカラーガード班員の服装は別表のとおりとする。ただし、演奏効果を高めるために必要な特殊な被服等を別に着用することができる。

2 音楽隊員及びカラーガード班員の服装は、本部長が指示した隊活動以外に装着してはならない。

(派遣出動)

第8条 音楽隊の派遣及び出動は、次の基準によるものとする。

(1) 警察の主催する諸儀式ならびに警察職員の士気の高揚と情操のかん養及び警察広報を目的とする諸行事

(2) 公共団体等の主催する行事で、県民との融和に効果があり、警察への信頼を深めることに資すると認められるもの

(3) その他本部長が必要と認めた場合

(派遣の申請)

第9条 音楽隊の派遣を受けようとするときは、原則として予定日の1か月前までに次の事項を、文書をもって本部長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない場合には口頭又は電話をもつてすることができる。

(1) 主催者名

(2) 日時及び場所

(3) 儀式又は行事の内容

(4) その他参考事項

(隊員の心得)

第10条 隊員は、警察音楽隊員であることを自覚し、次の事項を守らなければならない。

(1) 隊長の命に従い規律ある団体行動を保つこと。

(2) 服装を整え、品位の保持につとめること。

(3) 言語態度を慎しむこと。

(4) 常に音楽技術を練磨し、不断の向上を図ること。

(5) 楽器その他の貸与品の取り扱いについては亡失し、又は破損することのないよう細心の注意を

払うこと。

(訓練)

第11条 音楽隊の技能を向上させるため、次により訓練を行なう。

- (1) 定期訓練 毎週1回以上
- (2) 特別訓練 随時必要と認めたとき

2 前項の訓練には、必要により講師を招請する。

(隊員の差し出し)

第12条 所属長は、所属の隊員が演奏又は訓練のため出動の指示を受けたときは、特別の事由がある場合のほか、積極的に差し出さなければならない。

(備付簿冊)

第13条 音楽隊に次の簿冊を備付ける。

- (1) 隊員名簿
- (2) 備品台帳
- (3) 楽譜台帳
- (4) 音楽隊出動要請受付簿
- (5) 音楽隊派遣日誌
- (6) 音楽隊関係書類

附 則

1 この訓令は、昭和37年12月1日から施行する。

2 山梨県警察音楽隊規程（昭和25年国家地方警察山梨県本部訓令第2号）は、廃止する。

附 則（昭和40年11月1日本部訓令第14号抄）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年10月24日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成5年3月16日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日本部訓令第16号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 省略